

○愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱 新旧対照表（様式）

改 正 後	改 正 前								
<p>様式第27号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>愛媛県知事様</p> <p style="text-align: center;">申請者　主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第60条第1項及び愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱第24条第1項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 支援業務の種別</td><td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1号） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2号） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3号） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4号） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5号） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6号） </td></tr> </table> <p>注意 1 支援業務を開始しようとする年月日、支援業務の種別の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。</p> <p>別紙1～別紙3 省略</p>	省略		2 支援業務の種別	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1号） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2号） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3号） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4号） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5号） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6号）	<p>様式第27号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>愛媛県知事様</p> <p style="text-align: center;">申請者　主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: center;">住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第60条第1項及び愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱第24条第1項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 支援業務の種別</td><td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1項） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2項） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3項） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4項） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5項） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6項） </td></tr> </table> <p>注意 1 支援業務を開始しようとする年月日、支援業務の種別の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。</p> <p>別紙1～別紙3 省略</p>	省略		2 支援業務の種別	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1項） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2項） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3項） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4項） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5項） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6項）
省略									
2 支援業務の種別	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1号） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2号） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3号） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4号） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5号） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6号）								
省略									
2 支援業務の種別	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1項） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2項） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3項） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4項） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5項） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6項）								

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 28 号（第 24 条関係）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>愛媛県知事様</p> <p style="text-align: center;">申請者　主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>私は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、役員の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。</p> <p>一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者</p> <p>二 法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>四 暴力団員等をその業務に従事させ、又は業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>五 債務保証業務を行う場合にあっては、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 28 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者</p> <p>六 債務保証業務を行う場合にあっては、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 3 章の規定（同告示第 12 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 25 条の規定を除く。）を遵守して債務保証業務を行わない者</p> <p>七 役員又は職員のうちに、次の_____いずれかに該当する者がある者</p> <p>　イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>　ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>様式第 28 号（第 24 条関係）</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>愛媛県知事様</p> <p style="text-align: center;">申請者　主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>私は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、役員の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。</p> <p>一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者</p> <p>二 法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者</p> <p>三 役員_____のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がある者</p> <p>　イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>　ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ニ <u>暴力団員等</u></p> <hr/> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が<u>上記各項目</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>八 前号に掲げるもののほか、債務保証業務を行う場合にあっては、役員又は職員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ <u>家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)第28条第1項</u>の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ロ <u>拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>ハ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項の規定を除く。)に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>ニ <u>精神の機能の障害により債務保証業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が<u>上記各項目</u>のいずれかに該当するもの</p>	<p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ニ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が<u>前各号</u>のいずれかに該当するもの</p>
別紙 省略	別紙 省略

改 正 後	改 正 前
<p><u>様式第 33 号の 2 (第 28 条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p><u>愛媛県知事</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>申請者 主たる事務所の所在地</u></p> <p style="text-align: center;"><u>法人の名称</u></p> <p style="text-align: center;"><u>代表者職氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>誓約書</u></p> <p><u>私は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、役員の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。</u></p> <p>一 家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 28 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 3 章の規定（同告示第 12 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 25 条の規定を除く。）を遵守して債務保証業務を行わない者</p> <p>三 役員又は職員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者</p> <p>イ 家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）第 28 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 21 条第 1 項（同法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受ける</p>	

改 正 後	改 正 前																																																												
<p><u>ことがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>ニ <u>精神の機能の障害により債務保証業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>ホ <u>営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目のいずれかに該当するもの</u></p>																																																													
<p><u>別紙</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5"><u>当該法人の代表者</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(ふりがな)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>生年月日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>性別</u></td> <td style="text-align: center;"><u>役名等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>住所</u></td> </tr> <tr> <td><u>氏名</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5"><u>当該法人の役員</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(ふりがな)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>生年月日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>性別</u></td> <td style="text-align: center;"><u>役名等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>住所</u></td> </tr> <tr> <td><u>氏名</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。</p>	<u>当該法人の代表者</u>					<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>性別</u>	<u>役名等</u>	<u>住所</u>	<u>氏名</u>															<u>当該法人の役員</u>					<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>性別</u>	<u>役名等</u>	<u>住所</u>	<u>氏名</u>																									
<u>当該法人の代表者</u>																																																													
<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>性別</u>	<u>役名等</u>	<u>住所</u>																																																									
<u>氏名</u>																																																													
<u>当該法人の役員</u>																																																													
<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>性別</u>	<u>役名等</u>	<u>住所</u>																																																									
<u>氏名</u>																																																													

改 正 後	改 正 前
様式第46号（第31条関係） 年　月　日 愛媛県知事様 申請者　主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者職氏名 支援業務事業計画等認可申請書 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項及び愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱第31条第1項の規定により、支援業務に関する事業計画及び収支予算の認可を申請します。	様式第46号（第31条関係） 年　月　日 愛媛県知事様 申請者　主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者職氏名 支援業務事業計画等認可申請書 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項及び愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱第31条第1項の規定により、支援業務に関する事業計画及び収支予算の認可を申請します。
省略	省略
2 実施する支援業務 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1号） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2号） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3号） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4号） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5号） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6号）	2 実施する支援業務 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証業務（法第62条第1項） <input type="checkbox"/> 円滑入居促進業務（法第62条第2項） <input type="checkbox"/> 生活安定向上業務（法第62条第3項） <input type="checkbox"/> 賃貸人に対する情報提供業務（法第62条第4項） <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務（法第62条第5項） <input type="checkbox"/> 附帯業務（法第62条第6項）
省略	省略
注意 1 実施する支援業務の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。	注意 1 実施する支援業務の欄は、該当する□に「レ」を入れてください。
別紙1 省略	別紙1 省略